

熊本市道路占用料徴収条例の一部改正について

熊本市道路占用料徴収条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

熊本市道路占用料徴収条例（昭和 45 年条例第 12 号）の一部を次のように改正する。

別表中

「		「
	920	830
	1,400	1,300
	1,900	1,700
	820	740
	1,300	1,200
	1,800	1,600
	82	74
	8	7
	5	4
	800	700
	490	440
		を

1, 6 0 0	1, 5 0 0
6 9 0	6 2 0
7, 7 0 0	1 1, 0 0 0
1, 6 0 0	1, 5 0 0
3 4	3 1
4 9	4 4
7 4	6 6
9 8	8 9
1 5 0	1 3 0
2 0 0	1 8 0
3 4 0	3 1 0
4 9 0	4 4 0
9 8 0	8 9 0
5	4

16	15
1,300	1,200
820	740
490	440
1,600	1,500
1,600	1,500
Aに0.005 を乗じて得た 額	Aに0.004 を乗じて得た 額
Aに0.008	Aに0.006

を乗じて得た額
Aに0.01を乗じて得た額
3,900
2,300
1,600
77
770
770
7,700
1,300
77
770
77

を乗じて得た額
Aに0.007を乗じて得た額
5,700
3,400
1,500
110
1,100
1,100
11,000
1,200
110
1,100
110

770	1,100
7,700	11,000
3,900	5,700
1,600	1,500
Aに0.034 を乗じて得た 額	Aに0.031 を乗じて得た 額
770	1,100
160	150
Aに0.015 を乗じて得た 額	Aに0.009 を乗じて得た 額
Aに0.024 を乗じて得た 額	Aに0.017 を乗じて得た 額
Aに0.005 を乗じて得た 額	Aに0.004 を乗じて得た 額
Aに0.008 を乗じて得た 額	Aに0.006 を乗じて得た 額
Aに0.01を 乗じて得た額	Aに0.007 を乗じて得た

	額
Aに0.034 を乗じて得た 額	Aに0.025 を乗じて得た 額
Aに0.015 を乗じて得た 額	Aに0.012 を乗じて得た 額
Aに0.01を 乗じて得た額	Aに0.009 を乗じて得た 額
Aに0.024 を乗じて得た 額	Aに0.022 を乗じて得た 額
Aに0.01を 乗じて得た額	Aに0.009 を乗じて得た 額
Aに0.015 を乗じて得た 額	Aに0.012 を乗じて得た 額
Aに0.024 を乗じて得た 額	Aに0.022 を乗じて得た 額
Aに0.034 を乗じて得た 額	Aに0.031 を乗じて得た 額
Aに0.034 を乗じて得た 額	Aに0.025 を乗じて得た 額
Aに0.015	Aに0.012

を乗じて得た額	を乗じて得た額
Aに0.024を乗じて得た額	Aに0.022を乗じて得た額
Aに0.034を乗じて得た額	Aに0.031を乗じて得た額

」 」

に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の熊本市道路占用料徴収条例（以下「新条例」という。）別表の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の占用の期間に係る占用料について適用し、施行日の前日までの占用の期間に係る占用料については、なお従前の例による。
- 3 令和6年度以後の各年度において施行日前から継続して道路を占有している物件について、新条例第2条の規定により算定した占用料の額が、次の各号に掲げる年度の区分に従い当該各号に定める額に1.2を乗じて得た額（以下この項において「調整後の額」という。）を超える間における当該物件に係る占用料の額は、調整後の額とする。
 - (1) 令和6年度 当該物件についてこの条例による改正前の熊本市道路占用料徴収条例第2条の規定により算定した占用料の額
 - (2) 令和7年度以後の各年度 当該年度の前年度においてこの項の規定により算定した占用料の額
- 4 前項の規定によるそれぞれの占用料の額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(提出理由)

道路法施行令の一部を改正する政令（令和４年政令第３７８号）の施行による道路法施行令（昭和２７年政令第４７９号）の一部改正により国道における占用料の額が改定されたことに伴い、本市もこれに準じて本市が管理する道路の占用料の額の改定をするため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。